

状態変化主体の他動詞文

天 野 み ど り

要 旨

いわゆる他動詞を述語成分とする文には、その他動詞を自動詞に置き換えた文とほとんど変わらない意味を表す場合が存する。

(1) 私たちは、空襲で家財道具を焼いた。

(2) 私たちは、空襲で家財道具が焼けた。

(1)は、他動詞文の形式を備えながら、主体から客体への働きかけの意味を表さず、自動詞文(2)と同じような意味を表している。本稿では、(1)のような他動詞文を状態変化主体の他動詞文と呼び、こうした文の成立に以下の二つの条件が必要であることを述べる。

①述語成分の他動詞が主体の動きと客体の変化の両方の意味を表す他動詞である。

②ガ格名詞とヲ格名詞が全体部分の関係にある。

又、なぜ、こうした条件の下では、他動詞文にもかかわらず主体の働きかけを欠いた意味を表し得るのかを述べ、従来の「他動性」論の枠からはみだしてしまう状態変化主体の他動詞文の意味も、他動詞文構造の表し得るものとして位置付けるべきことを主張する。

0. はじめに

他動詞を述語成分に持つ文は、一般に、ガ格名詞の表す「主体」からヲ格名詞の表す「客体」への働きかけの意味を持つと言われる。^{注1}しかし、ひとくりに他動詞文と言っても、そのガ格の担う意味は様でなく、主体から客体への働きかけの内容も様々である。

井上(1976)は他動詞文の主体の基底の格を①動作主、②原因、③経験者の三つに分類している。①動作主とは例文(1)の「私」のように「動作を起こす有生名詞句の取る格」である。^{注2}

(1) 私^{注3}は魚を焼いて、夕食の仕度をした。

この場合、主体「私」は<焼く>という動きの直接的な仕手であり、客体「魚」は主体の起こす動きの成立に受手として関わっている。動作主主体の他動詞文は、主体が動きを直接に起こし、その影響を客体に及ぼすという働きかけの意味を持っている。

又、②原因は、例文(2)の「父の死」のようなもので、「動作や状態の原因を表す。有生名詞句でも無生名詞句でもよい。」^{注4}と規定される。

(2) 父の死が花子の運命を変えた。

「父の死」は実際に動きの仕手となって「花子」に影響を及ぼしたわけではない。結果的に

(2) 状態変化主体の他動詞文

〈花子の運命が変わる〉という出来事の引き起こし手であると認められるに過ぎない。①の動作主が直接手を下すものであるのに対し、②の原因は結果としての、その意味で間接的な働きかけをするものである。①動作主②原因を主体とする他動詞文は、このように、主体から客体への働きかけに直接・間接の違いがある。しかし、①②のいずれも主体がある動き・出来事の引き起こし手であることには変わりがない。

これに対し、③の経験者が主体となる場合には、もはや引き起こし手とは考えられない場合が含まれる。

(3) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。

例文(3)の「私たちは」は経験者格として働くものとされている。井上(1976)は経験者格を「ある行為、またはでき事にかかわり合いを持つ、あるいは経験する有生名詞句の格。感情を経験する有生名詞句もこの格を取る。」と定義している。例文(3)は〈空襲で家財道具がみんな焼ける〉という出来事を「私たち」が経験したことを表している。この場合、「私たち」は〈家財道具を焼く〉という動きを直接起こしたわけではないし、間接的な原因であるわけでもない。この出来事を起こしたのは「空襲」であって「私たち」ではない。主体「私たち」が引き起こし手となるような動き・出来事の意味は(3)にはないのである。

このように、同じ他動詞文の形式を備えていても、経験者を主体とする他動詞文には、主体が動き・出来事の引き起こし手ではなく、従って、主体から客体への働きかけを表さないものがある。なぜそうした意味を、動作主主体や原因主体の他動詞文と同じ形式で表すことができるのだろうか。本稿は経験者主体の他動詞文のうち、この働きかけという点で他と一線を画す文を対象とし、他動詞文構造の表しうる意味について考えてみたい。

1. 経験者主体の他動詞文

経験者を主体とする他動詞文とは一般に次のようなものとされている。

- (3) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。
- (4) 勇二は教師に殴られて前歯を折った。
- (5) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根を飛ばしたようだ。
- (6) ジョンは、思わず窓に手をつけて、窓をこわしてしまった。
- (7) 岡村はぼんやりして煙草の灰をこぼしてしまった。
- (8) 母は買った品物をうっかり店に置いてきてしまった。

上に挙げた例文の主体は、いずれも、述語他動詞で表される動きを意図的に引き起こすものではない。それぞれの文が表す事態は、主体の意図の預からないところで成立したものである。主体に動きの意図がないということを通点として、上の例文が経験者主体の他動詞文の類に入れられるのであろう。

しかし、意図のあるなしにかかわらず、その主体が動き・出来事の引き起こし手が否かという点から見直すと、経験者主体の他動詞文とされるこれらの中にも、動作主や原因主体の場合と同じように主体が動きを引き起こすものとして表現されているものがある。例えば、例文(6)の意味を考えてみよう。

(6) ジョンは、思わず窓に手をついて、窓をこわしてしまった。

主体「ジョン」は意図的に「窓」をこわそうと思って〈こわす〉動きを引き起こしたわけではない。しかし、〈窓がこわれる〉という事態は、「ジョン」が窓に手をついたということが引きがねとなって生じたのであり、結果的には、「ジョン」が事態の引き起こし手なのである。この場合、主体「ジョン」以外に〈窓がこわれる〉という出来事を引き起こしたものはない。同じように、例文(7)(8)も主体は事態の引き起こし手である。

(7) 岡村はぼんやりして煙草の灰をこぼしてしまった。

(8) 母は買った品物をうっかり店に置いてきてしまった。

(7)では、主体「岡村」に行為の意図はないにせよ、〈煙草の灰がこぼれる〉という出来事を引き起こしたのは、やはり、「岡村」であるし、(8)でも、主体「母」が意図的に「買った品物」を「置いてきた」わけではないけれども、事態を成立させたのは、「母」である。これらは、無意図的な行為であっても、主体が引き起こし手としての意味を持っている。

これに対し、例文(3)(4)(5)の主体は動き・出来事の引き起こし手ではない。

(3) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。

(4) 勇二は教師に殴られて前歯を折った。

(5) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根を飛ばしたようだ。

(3)では、〈家財道具が焼ける〉という出来事を引き起こしたのは「空襲」であって、「私たち」ではない。主体「私たち」は〈焼く〉という動きを直接起こしたのでもなく、出来事の生起の原因となる間接的な動きを起こしたのでもない。同じように(4)の「勇二」も〈前歯を折る〉動きを起こしていないし、(5)の「田中さん」も〈屋根を飛ばす〉動きの引き起こし手ではない。

このように、一般に経験者主体の他動詞文と考えられているものの中には、主体が動き・出来事の引き起こし手である場合(例文(6)(7)(8))と、引き起こし手でない場合(例文(3)(4)(5))の二種類が含まれている。

経験者 ———— a 主体が引き起こし手であるもの…例文(6)(7)(8)
 b 主体が引き起こし手でないもの…例文(3)(4)(5)

経験者 a は動き・出来事の引き起こし手であるという点で動作主や原因と同じである。

主体 ———— 引き起こし手であるもの———動作主・原因・経験者 a
 引き起こし手でないもの———経験者 b

2. 状態変化主体の他動詞文

経験者主体の他動詞文のうち、経験者 b が主体であるもの(例文(3)(4)(5)など)が、主体によって引き起こされた動き・出来事を表さないということは、それらがまどもの受け身文と対応しないということによっても確かめられる。

ガ格名詞が、動き・出来事の引き起こし手、ヲ格名詞が、引き起こされた動き・出来事の影響の受手を表す他動詞文の場合、つまり、主体から客体への働きかけを表す他動詞文の場合、ヲ格名詞を主格、ガ格名詞を受け身格成分にしたまどもの受け身文が対応する。

(4) 状態変化主体の他動詞文

例えば、「焼く」という他動詞を述語成分に持ち、主体が動作主である例文(9)にはまものの受け身文(10)が対応する。

(9) 父親が魚を釣り、母親が釣りたての魚を焼く。

(10) 父親が魚を釣り、釣りたての魚は母親によって焼かれる。

ところが、経験者bの他動詞文(例文(3)(4)(5))には、ガ格名詞を受け身格成分にしたまものの受け身文((3イ)(4イ)(5イ))が成立しない。

(3) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。

* (3イ) 家財道具が、みんな空襲で私たちによって焼かれてしまった。

(4) 勇二は教師に殴られて前歯を折った。

* (4イ) 前歯が教師に殴られて勇二によって折られた。

(5) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根を飛ばしたそうだ。

* (5イ) 気の毒にも、屋根が昨日の台風で田中さんによって飛ばされたそうだ。

このことは、例文(3)(4)(5)の主体(ガ格名詞)が動き・出来事の引き起こし手でないことを表しているだろう。例文(3)(4)(5)の意味は、まものの受け身文ではなく、むしろ、例文(3口)(4口)(5口)のような自動詞文の意味に近い。

(3口) 私たちは、空襲で家財道具がみんな焼けてしまった。

(4口) 勇二は教師に殴られて前歯が折れた。

(5口) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根が飛んだそうだ。

これらは、他動詞文のヲ格名詞をガ格成分にした自動詞文である。こうした構文とほとんど同じ意味を表すということから、(3)(4)(5)には、自動詞文にはなく他動詞文だけが持つ他動の意味、主体から客体への働きかけの意味がないということが明らかである。つまり、例文(3)(4)(5)は、他動詞文でありながらガ格名詞が動き注6の引き起こし手を表していないのである。他動詞文の形式でありながら自動詞文へ近づいているものとして、仁田(1982 a, 1982 b) 高橋(1985) 村木(1986) が再帰動詞、再帰用法の文を指摘している。これらは、主体から発した働きかけの影響が結局は主体自身に戻って来、主体の動きを表すものであるという点で自動詞文との接近があるとされる。が、これらは、主体から発する働きかけの意味は持っており、本稿で考察の対象としている文が他動詞文でありながら主体の働きかけの意味を持たないのとは違う。注7

では、このガ格名詞は何を表しているのだろうか。例文(3)のガ格名詞「私たち」は、〈家財道具を焼く〉という動作を自分で起こした者ではないが、「空襲」という他者の力加わって、自分の所有物である「家財道具」が焼けてしまったという状態に変化した者である。また、例文(4)のガ格名詞「勇二」も、〈前歯を折る〉という動作を引き起こした主体ではなく、他者「教師」の力によって自分の状態が〈前歯の折れていない〉状態から〈前歯が折れた〉状態に変化した者である。例文(5)ではガ格名詞「田中さん」が、自分の家の〈屋根が飛んでいない〉状態から〈屋根が飛んだ〉状態へと変化したのである。このように、

経験者bの他動詞文は、他者の引き起こした動きによって、主体の状態がある状態から違う状態へと変化したことを表している。他動詞文の形式を備えながら、ガ格名詞が動きを引き起こし手ではなく、他者の力によって、ある状態へと変化する主体を表す文を状態変化主体の他動詞文と名付けることにする。

では、主体の働きかけの無いような意味がなぜ他動詞文の形式で表せるのか。次章以降で考えてみる。

3. 状態変化主体の他動詞文を作る条件

状態変化主体の他動詞文は、限られた条件のもとで作られる。状態変化主体の他動詞文が成立するためには、他動詞の意味特徴に関わる条件と、ガ格名詞・ヲ格名詞の意味的關係に関わる条件の二つが揃わなければならない。この二つの条件を次に掲げる。

条件1 状態変化主体の他動詞文を作る他動詞は、主体の動きと客体の変化の二つの意味を含む他動詞である。

条件2 状態変化主体の他動詞文のガ格名詞とヲ格名詞は、全体部分の関係にある。

3.1. 他動詞の意味特徴に関わる条件

まず、他動詞の意味特徴に関わる条件1を説明する。

他動詞には主体の動きだけを表すものと、主体の動きに加えて、客体の変化をも含意するものがある。例えば、例文(11)の「捜す」は、主体「村山刑事」がどのような行為をしたかという側面だけを表し、その動きの影響を受けて客体「証拠」がどのような変化をしたかということは示さない。

(11) 村山刑事は懸命に証拠を捜した。

「捜す」という他動詞は、主体がどのような動きをするのかという、その動きの過程の側面を表す他動詞なのである。

一方、例文(12)は、主体「生徒達」の引き起こした動きがどのようなものであるかということと共に、その動きの影響を受けて客体「相手チームの風船」がどのような状態に変化するかということも表す。

(12) 生徒達は懸命に相手チームの風船を割っている。

例文(11)の「捜す」には主体の動きによって客体がどう変わるかについての意味はないが、例文(12)の「割る」には、主体の動きを受けて客体が割れた状態へ変化するという意味、客体の変化の側面の意味も含まれているのである。

この「捜す」のように、主体の動きだけを表す他動詞を動き他動詞、「割る」のように、主体の動きと客体の変化の両方の意味を持つ他動詞を動き変化他動詞と呼ぶことにし、この意味的な観点から他動詞の分類を試みると、それぞれには次のような他動詞が属する。

動き他動詞 殴る・叩く・打つ・蹴る・読む・歌う・嘗める・けなす・調べる
呼ぶ・捜す・弾く・食べる・吸う・吐く・撫でる・搔く・思う…

(6) 状態変化主体の他動詞文

動き変化他動詞 焼く・降ろす・流す・遮る・殺す・立てる・開ける・折る・切る
いためる・割る・崩す・飛ばす・動かす・暖める・挟む・巻く…

状態変化主体の他動詞文を作ることができるのは、動き変化他動詞の方である。

(3) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。

例文(3)の「焼く」は、主体の<焼く>動きの他に、客体の<焼ける>という変化の意味も持っている。この他動詞の代わりに、動き他動詞、例えば「調べる」を述語成分とした文の場合には、状態変化主体の他動詞文としての解釈はできなくなる。

(13) 私たちは、家財道具をみんな調べてしまった。

この場合、「私たち」は、意図的にであれ無意図的にであれ、その動きを引き起こした者として解釈される。

同じように状態変化主体の他動詞文(4)(5)の述語成分も動き変化他動詞である。

(4) 勇二は教師に殴られて前歯を折った。

(5) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根を飛ばしたそうだ。

「折る」は主体の<折る>動きと共に客体の<折れる>という変化の意味も持っているし、「飛ばす」は主体の<飛ばす>動きと客体の<飛ぶ>変化の意味の両方を持っている。これらの述語他動詞を主体の動きの意味だけを持つ「叩く」「撫でる」に置き換えると、他動詞文は、主体の引き起こした動きの意味だけを表し、状態変化主体の他動詞文の意味にはならない。

(14) 勇二は前歯を叩いた。

(15) 田中さんは屋根を撫でた。

状態変化主体の他動詞文が成り立つためには、その他動詞が動き変化他動詞であることが必要なのである。

3.2. ガ格名詞とヲ格名詞の意味的關係に関わる条件

次に、ガ格名詞とヲ格名詞の意味的關係に関わる条件2について説明する。

状態変化主体の他動詞文として解される文は、そのガ格名詞とヲ格名詞とが特定の意味的關係を結んでいる。

(3) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。

(3)では、ガ格名詞「私たち」がヲ格名詞「家財道具」の持ち主であり、「家財道具」が変化すれば、その持ち主であるガ格名詞の状態も変化するというように、両者が密接な関係を結んでいる。

(4) 勇二は教師に殴られて前歯を折った。

(5) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根を飛ばしたそうだ。

(4)の「前歯」はガ格名詞「勇二」の「前歯」である。その「前歯」が変化すれば、「勇二」の状態にも影響が及ぶのである。又、(5)の「屋根」はガ格名詞「田中さん」の所有物であり、この場合もヲ格名詞の変化がその持ち主である「田中さん」の状態の変化を招来する。

このように、状態変化主体の他動詞文のガ格名詞 X とヲ格名詞 Y とは、Y の変化が X に影響するような、密接な関係を結んでいるのである。

この関係は既出の例文(3口) (4口) (5口)のような自動詞文に現れる二つのガ格名詞 N₁ と N₂ の関係と平行的である。

(3口) 私たちは、空襲で家財道具がみんな焼けてしまった。
 N₁ N₂

(4口) 勇二は教師に殴られて前歯が折れた。
 N₁ N₂

(5口) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根が飛んだそうだ。
 N₁ N₂

(16) 象は鼻が長い。
 N₁ N₂

従来は、専ら(16)のような例を考察対象として、こうした二重主格文の二つのガ格名詞の関係を概ね全体部分の関係として捉えて来たが、^{注10}Hirose (1982)は、全体部分の関係という概念では説明し得ない文のあることを根拠に、こうした二つのガ格名詞の関係を inalienable relation と呼び、次のように規定している。

X and Y have an inalienable relation if and only if the existence of either X or Y necessarily implies the existence of the other; otherwise X and Y have an alienable relation.^{注11}

しかし、二つのガ格名詞は、どちらも同等の資格で相手の存在の前提になっているのではない。両者の間には包含関係がある。この包含関係を狭義の全体部分の関係、つまり、ヒトとそのアタマとか、自動車とそのドアなどのような物理的な全体部分の関係だけに限るならば、Hirose (1982) の論じるように、無理がある。(3口) (4口) (5口)も、狭義の全体部分の関係には収まらない例である。例えば、(3口)の N₁「私たち」に対して、N₂の「家財道具」は物理的な構成部分を成しているわけではない。しかし、「私たち」をその状態や性質、特徴までも含めた総体として捉えると、「家財道具」は、そうした総体である「私たち」について所有物の面から構成に参加する部分であると考えられる。同じように、(4口)の N₂「前歯」も、広義の総体である N₁の「勇二」について特徴付ける一側面であるし、(5口)の N₂「屋根」も N₁「田中さん」を所有物の面から構成する部分であると考えることができる。このように、二重主格文の二つのガ格名詞には、N₁・N₂の順で含むもの・含まれるものという関係が認められるのである。

同様に、状態変化主体の他動詞文のガ格名詞・ヲ格名詞にも、この広義の包含関係が認められる。ガ格名詞はヲ格名詞を特徴付けるようなものでなくてもよいが、ヲ格名詞はガ格名詞を特徴付けるような部分を表すものでなければならない。単に、ガ格名詞とヲ格名詞とが意味的に緊密であるだけではなく、それらの間に「ガ格名詞コヲ格名詞」という関係のあることが必要なのである。^{注12}

状態変化主体の他動詞文のガ格名詞とヲ格名詞のこの意味的關係を、従来の用語を用い

(8) 状態変化主体の他動詞文

て全体部分の関係と呼び、次のように定める。

全体部分の関係

XはXを様々な側面から眺めることによって、様々に特徴付けられる。こうした特徴付けの総体Xを「全体」とし、特徴付けの側面を「部分」とする。Yが、総体Xの特徴付けの側面の一つであるとき、XとYとは「全体部分の関係」にあるという。¹³

4. なぜ二つの条件が必要か

前章までに、状態変化主体の他動詞文となるために必要な条件を説明した。即ち、他動詞が主体の動きの意味と共に客体の変化の意味を持っているということ、ガ格名詞とヲ格名詞とが全体部分の関係にあるということ、この二つの条件が揃ったとき、他動詞文の形式でありながら、主体が引き起こし手ではない状態変化主体の他動詞文としての意味を表し得るのである。では、なぜ、そうした条件の下では、状態変化主体の他動詞文という他動詞文しからぬ意味を表すことが出来るのだろうか。

まず、条件1について、動き変化他動詞でなければならない理由を考えてみたい。動き他動詞と動き変化他動詞とは、他動詞文の主体としてどのようなものを取り得るかという点で異なる。動き他動詞の場合には、実際に動作を行う動き手だけを主体として取るが、動き変化他動詞の場合には、動き手（動作主・経験者a）も、又、動き手以外のもの（原因）も、取り得る。例えば、動き他動詞を述語成分に持つ例文(17)では、主体「北野選手」は「蹴る」動きを実際に行う者としてしか解釈出来ない。

(17) 北野選手がボールを蹴った。

この場合、「北野選手」は、実際に自分の足を使って<蹴る>という動きをした者である。それ以外の意味、例えば、実際に「北野選手」は動いていないけれども、<ボールが宙に浮かぶ>という事態を間接的に引き起こした者であるというような意味には、解釈出来ない。この場合、「北野選手」は必ず動き手なのである。これに対し、例文(18)のように動き変化他動詞が述語他動詞である場合には、主体を動き手以外の意味にも解釈することができる。

(18) 広志が父親を殺した。

「殺す」は、主体の<殺す>動きと客体の<死ぬ>変化の両方の意味を含む。この場合、主体「広志」が実際に「殺す」動きを行う動作主である意味を表すことも出来るし、実際に手を下したわけではないけれども、「広志」が<父親が死ぬ>という事態の間接的な原因であるという意味も表すことが出来る。例えば、広志が非行に走ったため、父親が自殺した場合のように。

このように、動き他動詞と動き変化他動詞とは、主体に動き手しかなれないか、動き手以外のものもなれるかという点で、違いがあるのである。

では、なぜ、こうした違いが生じるのだろうか。動き他動詞は、客体に働きかける主体の動きのみを内容に持っており、この主体の動きを抜かしては存立できない。その動きと

は、それぞれの動詞が表す実質的な動きの意味と言える。このとき、主体はその実質的な動きの動き手を意味する。下に示した表で言うと①に当たる。一方、動き変化他動詞は、主体の動きの他に客体の変化の意味も持っている。この場合、主体の動きの意味が希薄になったとしても、客体の変化の意味が跡に残る。従って、主体の動きの側面は、動き他動詞の表すそれと同じように個々の動詞の持つ実質的な動きの意味である必要が無い。つまり、主体の動きの意味が個々の動詞の表す実質的なものである場合の他に、その実質性を失ってどの他動詞にも共通するような希薄なものであることも可能なのである。そして、こうした動き変化他動詞が持つ複数の意味の側面に対応して、主体の意味も多様なのである。主体の動きが実質的なものである場合には、主体はその動きを行う直接の仕手である。これは表の②に当たる。これに対し、主体の動きの側面が希薄でただ<何かの事態を引き起こす>というような、動詞ごとの違いが捨て去られた意味の場合には、その主体は実際の動き手ではなく<何かの事態を引き起こす>者、つまり、間接的な原因を意味することになる。これが原因主体他動詞文と呼ばれるものであり、表の③に相当する。

このように、動き変化他動詞が述語動詞である場合には、主体として実際の動き手(動作主・経験者 a) 以外のものがあることも出来る。主体として動き手以外のものも取り得るといふこの選択の幅があるからこそ状態変化主体の他動詞文を作ることも出来るのであろう。状態変化主体の他動詞文は、主体の実質的な動きの意味がなく、又、間接的に<何かを引き起こす>という意味さえ無く、その主体の動きの側面に相当する意味を捜すならば、<客体に起こった変化を所有する>、<ある事態を所有する>というきわめて動作性の低い意味になるであろう。主体の動きと客体の変化との二重の意味を持つ動き変化他動詞を述語成分に持つ文は、主体として、このような、ある事態を所有する者、即ち状態変化の主体も取ることが出来るのである。下表の④がこれに当たる。

	他動詞の意味	主体の動きの側面	客体の変化の側面	主体
①	動き他動詞	実質的な動き	なし	動き手
②	動き変化他動詞	実質的な動き	あり	(動作主・ 経験者 a)
③	動き変化他動詞	事態を引き起こす	あり	原因
④	動き変化他動詞	事態を所有する	あり	状態変化

先に3章1節で状態変化主体の他動詞文としての解釈が出来ない例としてあげた(13)(14)(15)は、ガ格名詞とヲ格名詞とが全体部分の関係にあっても、述語動詞が動き変化他動詞でないために<所有する>という意味を持つことが出来ず、主体は常に動き手なのであろう。

次に主体と客体とが全体部分の関係になければならないのはなぜか。他動詞文が状態変化主体の他動詞文として解されるといふことは、主体の動きが実質性を失って<ある事態を所有する>という意味に解されるということである。この<所有する>という意味が成り立つためには、主体が所有者であり、客体についての変化が主体の所有物であることが必要なのである。そこで、主体と客体とが全体部分の関係を保って、<所有する>という

(10) 状態変化主体の他動詞文

意味と衝突しないようにしなければならない。もしも、主体と客体とが全体部分の関係になくて、客体の変化が主体の状態を何も特徴付けられないならば、述語他動詞が動き変化他動詞であっても状態変化主体の他動詞文の意味には解釈されない。例えば、旅行者「尾川氏」が旅先で<落雷で木が焼ける>という事態を経験したとしよう。この内容は「尾川氏」を主体とした他動詞文では表現されない。

* (19) 尾川氏は落雷で木を焼いた。

例文(19)が上に述べた状況の表現として不適格であるのは、旅先の「木」が<焼ける>という変化が主体「尾川氏」自身の状態について何も説明しないからである。同じ<経験>という言葉で言い表せる内容であっても、他動詞文で表すことが出来るのは客体の変化が主体自身の状態を特徴付けるような場合の経験だけである。例文(19)が状態変化主体の他動詞文として解釈されるためには、<落雷で木が焼ける>という変化によって主体「尾川氏」自身の状態が説明されなければならない。例えば、その「木」が「尾川氏」の「木」であって、<落雷で木が焼ける>という変化によって、主体「尾川氏」の状態が<木を所有している尾川氏>から<木が焼失してしまった尾川氏>へと変化するような場合にだけ、状態変化主体の他動詞文として解釈され得るのである。このように客体の変化によって主体の状態の変化が表されるために、主体と客体とが意味的に全体部分の関係にあることが必要なのである。

5. 状態変化主体の他動詞文と全体部分二重主格文

他動詞文でありながら主体から客体へ働きかけるような動きの意味を持たない状態変化主体の他動詞文は、2章で述べたように、次のような自動詞文の表す意味と似ている。

(3ロ) 私たちは、空襲で家財道具がみんな焼けてしまった。

(4ロ) 勇二は教師に殴られて前歯が折れた。

(5ロ) 気の毒なことに、田中さんは昨日の台風で屋根が飛んだそうだ。

一方は他動詞，一方は自動詞を述語動詞とする両文が、なぜ同じような意味を表すことになるのかを考えてみたい。

(3ロ) には「私たちが(ハ)」と「家財道具が」，(4ロ)には「勇二が(ハ)」と「前歯が」，(5ロ)には「田中さんが(ハ)」と「屋根が」，というように，問題となる自動詞文には二つのガ格成分がある。しかも，その二つのガ格名詞は，3章2節で述べたように，意味的に全体部分の関係を保っている。つまり，(3ロ) (4ロ) (5ロ)は<N₁が N₂が述語成分>という形式を持つ二重主格文の中でも，N₁と N₂とが全体部分の関係にある全体部分二重主格文と呼ばれる類に属するものなのである。この全体部分二重主格文は，二つのガ格成分が対等に述語成分と関係するのではなく，N₂と述語成分とがまず主格関係で結び付き，それによってまとまった文<N₂が述語成分>全体と N₁とが，さらに，主格関係で結び付くのだと考えられる。以下の事象は，N₁と述語成分が直接に結び付くのではなく，N₂と述語成分が直接に結び付くことを示している。

分裂文の成否

* (19) 私たちが焼けたのは家だ。

N_1 N_2

連休修飾句の成否

* (21) 私たちが焼けた家

N_1 N_2

(20) 家が焼けたのは私たちがだ。

N_2 N_1

(22) 家が焼けた私たち

N_2 N_1

(19) (21)が不適格であるのは、いずれも、〈私たちが焼けた〉という N_1 と述語成分との直接の結び付きが受け入れられないためであろう。こうした事象を基に、全体部分二重主格文は、[N_1 が [N_2 が述語成分]] という構造を持つと考えられているのである。^{注14} N_2 は述語成分を作る動詞がもともと語彙的に要求する主格成分を補うものとして述語成分と関係している。これに対し、 N_1 は、〈 N_2 が述語成分〉という文を述語成分と成し、その要求する主格成分を補うものとして関係していると思われる。

このように文が N_1 と関係する述語成分となるとき、 N_1 とその文のガ格名詞(ある場合にはガ格名詞以外の成分名詞)^{注15} とが全体部分の関係になければならない。(3口)の場合、「焼けてしまった」という述語成分はガ格を要求するが、その要求を満たすのは N_1 のガ格成分「私たちが(ハ)」ではなく、 N_2 のガ格成分「家財道具ガ」である。そして、 N_1 の関係しない、〈空襲で家財道具がみんな焼けてしまった〉は、既に補充・統括の機能の完全な文である。その完全な文が、さらに述語成分となり「私たち」と関係するのは、その文の成分名詞、「家財道具」が「私たち」を全体とする部分の関係にあるためである。

この二重主格文は、述語成分に制限が無く、(3口) (4口) (5口)のような自動詞の場合の他に、(16)のような形容詞の場合、(23)のような名詞+ダの場合などもある。

(16) 象は鼻が長い。

(23) 岡村は息子が大学生だ。

いずれも、全体部分二重主格文は、部分である N_2 を成分名詞とした文、例えば〈 N_2 が述語成分〉によって全体である N_1 の属性づけをするものと考えられる。

他方、状態変化主体の他動詞文も主体の働きかけの意味がなく、部分である客体の変化によって全体である主体の状態変化を表す文である。両構文とも X(全体)の働きかけの意味がなく、Xの部分である Y についての叙述によって、Xの状態を表している点で同じである。状態変化主体の他動詞文は形式上は他動詞文であるが、主体の引き起こした働きかけの意味を表さないのであるから、述語成分が自動詞である場合の全体部分二重主格文とは、ほとんど同じ意味を表すわけである。^{注16}

6. おわりに

以上述べてきたように、同じ他動詞であっても、実際に述語成分として働く時には、主体の直接的な働きかけの意味を表すこともあれば、主体の働きかけがなく、他からの影響

(12) 状態変化主体の他動詞文

によって起こった主体の状態変化の意味を表すこともある。本稿では、主体の働きかけの意味が無く、自動詞が述語成分である二重主格文と同じような意味を表す状態変化主体の他動詞文を対象に、そうした意味を表し得る条件を示した。^{注17}状態変化主体の他動詞文は、他動詞文の枠からはみ出た例外的な文なのではない。本稿で示した二つの条件が揃ったとき、他動詞文の形式は、働きかけのない、状態変化主体の他動詞文としての意味を表し得るのである。〈他動性〉を〈働きかけ〉だけでなく〈所有する〉という意味にまで広げたとき、状態変化主体の他動詞文も、他動詞文の一つの用法として正しく位置付けることが出来る。

注 1 本稿では他動詞構文のガ格名詞が表す者をコトの主たる参与者と考え、「主体」という名称で呼び、ヲ格名詞が表す者をコトの二次的な参与者と考え「客体」という名称で呼ぶ。

注 2 井上 (1976) p. 37 参照。

注 3 以下例文(1)~(3)、(6)は井上 (1976) で挙げられたものである。

注 4 井上 (1976) p. 38 参照。

注 5 井上 (1976) pp. 37-38 参照。

注 6 ここでの例の他にも他動詞文でありながら以下のような場合にはまものの受け身文と対応しないとされている。

①再帰構文の場合、②まものの受け身文のガ格が無生名詞になる場合 ③経験者 a がガ格の文の場合

しかし、このうち①②がまものの受け身文と対応しないのは、統語的な制約からではなく、意味的な制約によるものであり(意味的な制約については益岡 (1982) 参照) ①②であってもその意味的な制約に抵触しないようにすればまものの受け身文と対応する。

(a) 思い出の家財道具は、半ば気の狂った私達によってみんな焼かれて灰となった。

また、③は、「うっかり、思わず」などの連用修飾成分が受け身文のガ格名詞の意図しか修飾しないため、対応を欠くとされるのだと思われる。

(b) 太郎は次郎をうっかり殴った。

(c) 次郎は太郎をうっかり殴られた。(「太郎がうっかり殴る」の意味では不適格)

このように、①②③と(3イ) (4イ) (5イ)とでは、まものの受け身文と対応しないことの要因が異なる。

注 7 天野 (1987) 第 3 章参照。

注 8 以後、経験者 b は状態変化の主体と呼ぶ。この名称により以下のような無生名詞の主体も合わせて捉えることができる。

(a) 昨日の台風で、街路樹は葉をすっかり落としている。

なお、ガ格名詞が動きの引き起こし手であり、かつ状態の変化する者でもある場合がある。

(b) 花子はわざと髪の毛を巻いている。

この場合、動作主・経験者 a・原因主体 (b)の場合は動作主)の他動詞文が二次的に状態変化の主体でもあるのであり、他動性は動作主・経験者 a・原因主体の各々の他動詞文の説明がそのまま適応するため、本稿では取り立てて言及しない。状態変化の主体について、本稿では明確な規定を欠いているが、これは後に述べる「全体部分の関係」の認められる範囲についての不明瞭性を除去する問題と密接に関係しており、今後考察していかなければならないことの一つである。

注 9 本稿では、状態変化主体の他動詞文を作り得るか否かに関わる意味特徴から、主体の動きだけを表す動き他動詞、主体の動きと共に客体の変化をも表す動き変化他動詞の分類を試みた。この区別は、当該の動詞がシテイルの形でどのような意味を表すかということにも関係がある。例えば、工藤 (1982) は、シテイル形が基本的に動きの継続を表す動詞を動き動詞と呼ぶが、そのうちの他動詞をさらに①客体の変化を問わない他動詞(叩く・殴る・打つ…), ②客体の変化を問う他動詞(開ける・切る・壊す…)に分けている。これらのシテイル形はある構文的条件の下では変化の結果の継続を表すようになるが、①②の区別はその構文的条件の違いに対応して分けられている。②の他動詞は、客体の変化の側面を前面に出すことによりシテイル形が変化の結果の継続を表すようになるものである。工藤の①は本稿の動き他動詞、②は動き変化他動詞にほぼ一致する。但し、主体の動きと共に客体の変化を表す他動詞であっても、その客体の変化の結果の側面を表さない他動詞は、工藤の分類では①に入っている。(動かす・飛ばす・揺らす…)。又、仁田 (1982b, 1983) では結果の副詞を取る動詞、取らない動詞の区別がたてられているが、前者は工藤の①、後者は②に一致する。この分類においても同様に、動き変化他動詞のうち客体の変化に結果の相がないものは、結果の動詞を取り得ないために、動き他動詞と同じ類に入れられている。

工藤 (1982)

①客体の変化を問わない他動詞

②客体の変化を問う他動詞

仁田 (1982b, 1983)

||

||

結果の副詞を取らない他動詞

結果の副詞を取る他動詞

(叩く・殴る・打つ…) (動かす・飛ばす・揺らす…)

(開ける・切る・壊す…)

本稿

||

主体の動きを表す他動詞

主体の動きと客体の変化を表す他動詞

但し、仁田 (1986) では本稿の動き変化他動詞と結果の副詞を取る他動詞とが一致している。本稿で述べた他動詞の意味特徴の違いが他の事象とどのように関わるかはさらに考察を要する。

注 10 尾上 (1977), 北原 (1984) pp. 88-89 参照。

注 11 Hirose (1982) p. 7 参照。

注 12 動き変化他動詞の下位類ではあるが、動き着脱他動詞と呼べるようなものがある(例 付ける, はばす…)。これらが述語成分となる場合には、ガ格とヲ格以外に、ガ格と着脱の着点・起点を示すニ・カラ格とが全体部分の関係を保っている。

注 13 特徴付けの側面 Y には、X の部分、X の持ち物、X の生産物などがある。これらは、高橋 (1975) で「所属物」と呼ばれている。さらに、こうしたモノの他に、X が主体や客体として関わるコトを表す動作名詞もある。

(a) 医院長は今日の診察が終わった。(医院長ガ診察ヲスルコト)

(b) A 事件の犯人は逮捕が間近だ。(犯人ヲ逮捕スルコト)

又、X と Y が全体部分の関係にあるかどうかは、構文レベルで、或いはさらに、文脈や語用論的知識を援用して初めて明らかになるようなものである。

(c) 万里子さんは愛犬が行方不明だそうだ。

(d) 万里子さんはテリーが行方不明だそうだ。

(c)の「万里子さん」と「愛犬」は、文の中で全体部分の関係にあることが認められるが、(d)の「万里子さん」と「テリー」は、例えば文脈で「テリー」が「万里子さん」の愛犬であることが示されていて初めて全体部分の関係にあると認められるのである。

注 14 杉本 (1986) pp. 235-244 参照。

(14) 状態変化主体の他動詞文

注 15 (3口) (4口) (5口)は、 N_1 と、述語成分化する文のうち主格成分の名詞 N_2 とが全体部分の関係を結んでいる場合だが、他の成分の場合もある。

(a) 山田は家に泥棒が入った。

この場合、「家」という二格の名詞と「山田」とが全体部分の関係にある。この種の構文については、改めて考察する予定である。

注 16 鈴木(1972) pp. 280-281で名付けられているもちぬしのうけみ文も、状態変化主体の他動詞文と同じような意味を表す。

(a) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼かれてしまった。

(b) 勇二は教師に殴られて前歯を折られた。

(c) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根を飛ばされたそうだ。

三構文を合わせ、益岡(1979)は経験間接関与構文と呼ぶ。本稿では、状態変化主体の他動詞文と全体部分二重主格文について、その意味的な類似性を強調したが、益岡(1979)では、特に全体部分二重主格文ともちぬしのうけみ文について、相違点にも言及している。

注 17 本稿で述べた条件は状態変化主体の他動詞文が成り立つための必要条件であるが、十分条件ではない。当該の他動詞文が状態変化主体の他動詞文であることを一義的に決定付けるような条件は今後考察していかなければならない。

引用文献

- 天野みどり (1987)「日本語文における〈再帰性〉について——構文論的概念としての有効性の再検討——」『日本語と日本文学』7
- 井上和子 (1976)『変形文法と日本語(下)』大修館
- 尾上圭介 (1977)「提題論の遺産」『言語』6:6
- 北原保雄 (1984)『日本語文法の焦点』教育出版
- 工藤真由美 (1982)「シテイル形式の意味記述」『武蔵大学人文学会雑誌』13:4
- 杉本 武 (1986)「格助詞」奥津敬一郎・沼田善子・杉本武「いわゆる日本語助詞の研究」凡人社
- 鈴木重幸 (1972)『日本語文法・形態論』むぎ書房
- 高橋太郎 (1975)「文中にあらわれる所属関係の種々相」『国語学』103
- (1985)「現代日本語のヴォイスについて」『日本語学』4:4
- 仁田 義雄 (1982 a)「再帰動詞、再帰用法——Lexico-Syntaxの姿勢から——」『日本語教育』47
- (1982 b)「動詞の意味と構文——テンス・アスペクトをめぐって——」『日本語学』1:1
- (1983)「結果の副詞とその周辺」『副用語の研究』明治書院
- (1986)「格体制と動詞のタイプ」『ソフトウェア文書のための日本語処理・7』
- 益岡隆志 (1979)「日本語の経験の間接関与と構文と英語の have 構文について」林栄一教授還暦記念論文集刊行委員会編『英語と日本語と』くろしお出版
- (1982)「受動文の意味分析」『言語研究』82
- 村木新次郎 (1986)「ヴォイスの輪郭」『国文学 解釈と鑑賞』51:1
- Hirose, Yukio (1982) "A semantic Constraint on Extraction out of Noun Phrase," *Tukuba English Studies* 1.

——筑波大学大学院生——

(昭和62年2月14日 受理)

(昭和62年8月7日 改稿受理)